

大分県報

令和三年
十二月七日
号外（七三）
（火曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………一

○規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第九十二号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の企画振興部の項中「芸術文化振興班」の下に「東アジア文化都市推進班」を加える。

第十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 東アジア文化都市事業に関する事
第六十二条の二の表中「中央区」を「千代田区」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十二条の二の改正規定は、令和三年十二月二十日から施行する。